

**b. 社会インフラ整備状況の確認**

社会インフラ整備状況は図 2.2-13 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には主要地方道（道道）5号及び既存道路（林道含む。）があり、工事用資材等の走行ルート及び風力発電機の輸送ルートとしてこれらの道路を利用することにより、道路の新設による改変面積を低減することが可能である。さらに、既存の送電網もあることから発電した電力の連系も可能である。

**② 環境保全上留意が必要な場所の確認**

検討対象エリアにおける環境保全上留意が必要な場所は図 2.2-14 のとおりである。

- ・ 植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生エリアの分布状況を確認した。検討対象エリアには植生自然度 10 及び植生自然度 9 が分布している。
- ・ 検討対象エリアに特定植物群落は分布していない。
- ・ 環境保全上特に配慮が必要な施設（学校、医療機関、保育所・認定こども園等の福祉施設）及び住宅等の分布状況を確認した。検討対象エリアには住宅等が分布しているが、環境保全上特に配慮が必要な施設（学校、医療機関、保育所・認定こども園等の福祉施設）は分布していない。
- ・ 検討対象エリアに自然公園\*は該当しない。

**③ 対象事業実施区域等の設定**

「①検討対象エリアの設定」及び「②環境保全上留意が必要な場所の確認」を踏まえ、以下の観点より対象事業実施区域及び風力発電機の配置を設定した。

好風況が見込めるエリアにおいて、工事用資材等の走行ルート及び風力発電機の輸送ルートとして利用が可能と考えられる主要地方道（道道）5号に隣接するように対象事業実施区域を設定した。なお、拡幅により改変が生じる可能性がある既存道路（林道含む。）も対象事業実施区域に含めた（図 2.2-15 及び図 2.2-16 参照）。

植生自然度 10 及び植生自然度 9 について検討対象エリアの南西側に比較的大きな範囲でまとまって分布している箇所を中心に可能な限り対象事業実施区域に含めないように設定した。なお、対象事業実施区域には植生自然度 10 及び植生自然度 9 の範囲が分布しているため、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、改変を回避又は極力低減するものとする（図 2.2-17 参照）。

風力発電機の設置に当たっては風況の良い尾根上を中心に、環境保全上留意が必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔をとるよう検討した（図 2.2-17 参照）。

なお、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、関係機関と事業の実施について協議を行う。

\* 自然公園の区域は、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号）より、確認を行った。

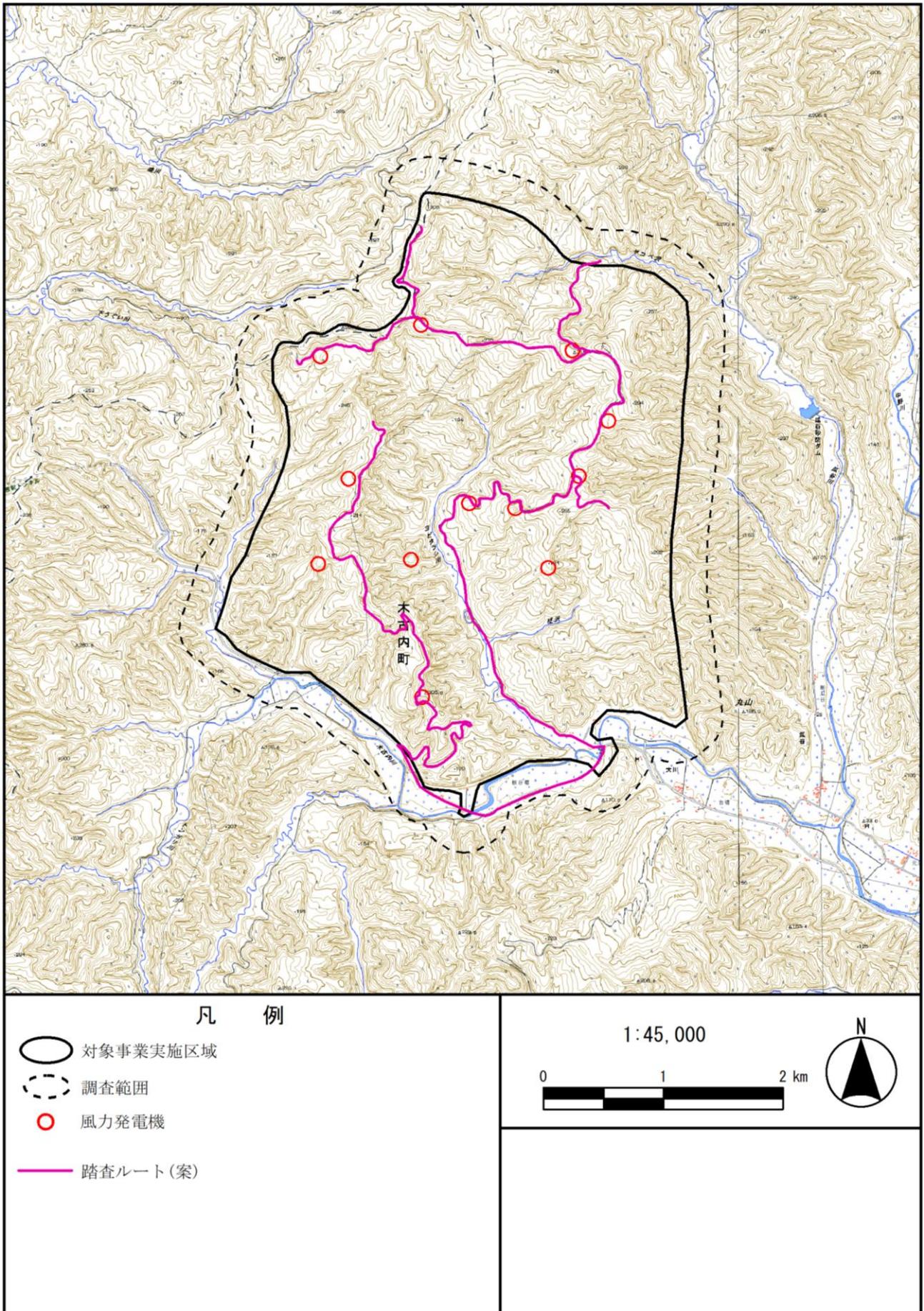


図 動物の調査位置（踏査ルート(案)）

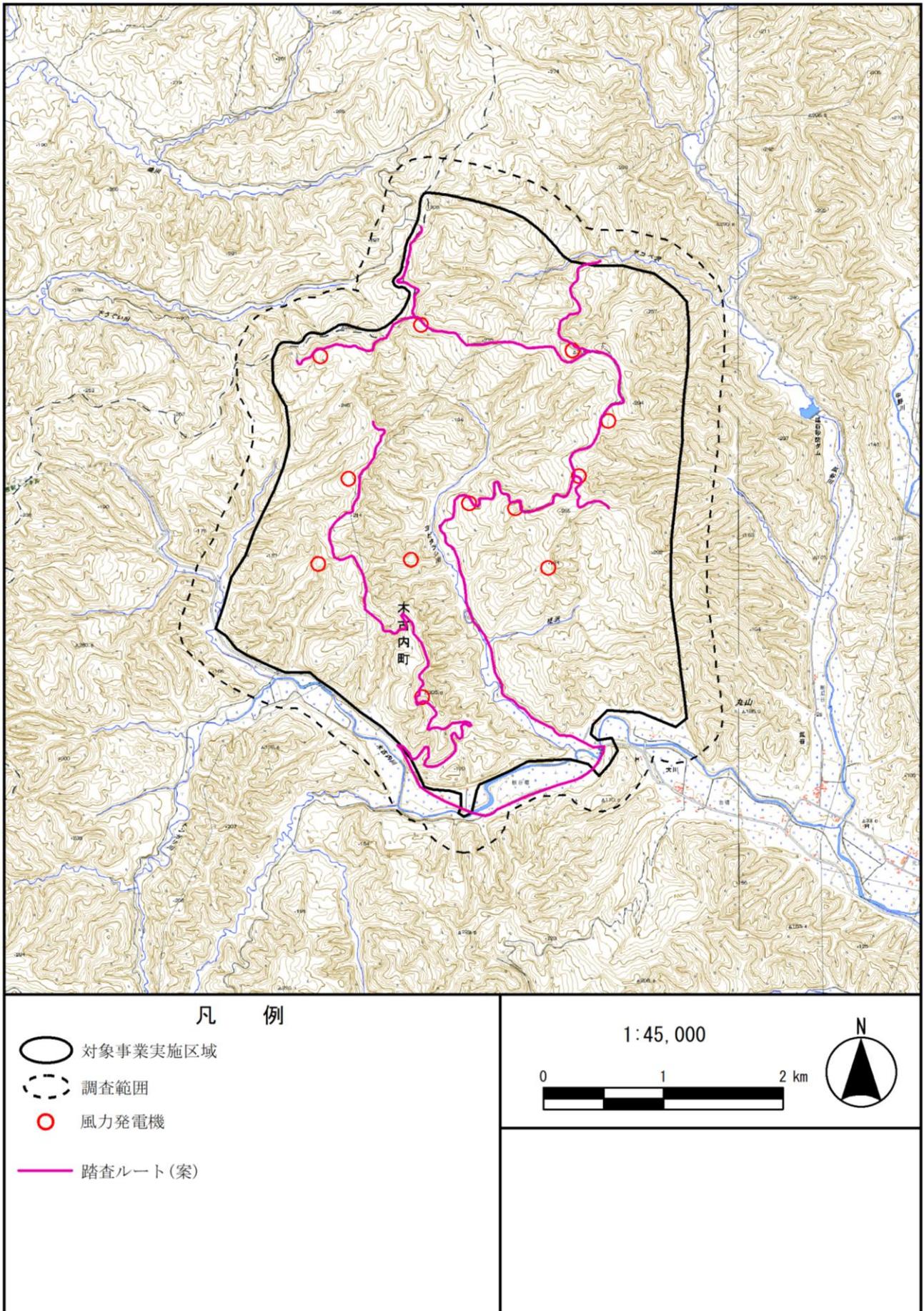


図 植物の調査位置（踏査ルート(案)）